

か行

1. 旧耐震基準

建築基準法に定める耐震基準が強化される（昭和 56 年 6 月 1 日～）前の基準。昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物は、「旧耐震基準」によって建築された建築物となる。

2. 緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。

3. 警固断層に着目した建築物の耐震対策（条例）

警固断層帯南東部に近い一定の区域において高さ 20 メートルを超える建築物を新築・改築する際に耐震性能を強化（上乘せ）するもの。義務ではなく努力義務としている。

さ行

4. 新耐震基準

新耐震基準とは、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された建築物に採用されている耐震基準のことで、大地震が発生した時に建築物の倒壊や崩壊を防ぐ設計基準となっている。

※接合部の仕様明確化

2000 年（平成 12 年）に新しいルールが設けられており、新耐震基準をベースに、木造住宅向けの基準を明確化している。柱と土台の接合金物を細かく規定され、耐力壁の配置バランスを評価する仕様が導入されている。

5. 住生活基本計画

住生活関連施策を総合的・一体的に推進するための計画で、住宅政策の指針となるもの。

用語解説

た行

6. 耐震化率

地震動に対して所要の耐震性を確保している住宅・建築物の割合のこと。住宅・土地統計調査を用いて、国土交通省の推計方法により算出している。

7. 耐震性能検証法（新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法）

新耐震基準導入以降の木造住宅を対象とした効率的な耐震診断方法。

「①所有者による検証」又は①で耐震性について判定できないときは「②専門家による効率的な検証」により、耐震性能を確認するもの。

なお、②により耐震性が確認できない場合、従来の方法による耐震診断が必要となる。

8. 多数の者が利用する特定建築物

旧耐震基準で建てられた建築物で、病院・店舗・旅館・事務所・老人ホーム等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物のこと。

9. 地域強靱化計画

大規模な自然災害が起きても致命的な被害を回避し、迅速に復興できる「強くてしなやかな」地域づくりを目的とした、地方自治体独自の「防災・減災」計画のこと。

10. 地域防災計画

災害対策基本法に基づき、市や防災関係機関等が発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定しているもの。

ら行

11. リ・バース60

住宅金融支援機構が行う融資制度の1つ。住宅や土地を担保に融資を受け、存命中は利子を支払い、死亡時に物件処分等により元本を返済する制度。

12. 令和5年度住宅・土地統計調査

5年ごとに総務省が行う、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査のこと。

や行

13. 揺れやすさマップ（＝震度分布図）

警固断層帯南東部で地震が発生した際、市民の居住地域がどの程度揺れるのかを分かり易く色分けした地図で示したもの。居住地域で想定される地震の揺れの強さ（震度階級）を確認してもらうことで、住民への防災意識の普及・啓発を目的として作成したもの。

■計画期間 平成29年度 ～ 令和9年度

■耐震化の目標

平成27年時点の耐震化の現状と目標					
目標	現状値 H27 時点		中間目標 R2 年度末	目標 R9	
	住 宅	87%			
	多数の者が利用する特定建築物	89%	95%	おおむね解消	
			95%	おおむね解消	

○危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物
消防局等の関係部局と連携を図りながら助言等に取り組む

○倒壊により通行や避難を妨げるおそれがある特定建築物
福岡県の指定状況を踏まえ、第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークのうち福岡市内にあるものを法第6条第3項第2号道路に指定し、沿道の通行障害建築物について耐震化を努力義務とする

○市有建築物:耐震化率を早期に100%とする

○市 営 住 宅:耐震改修と建替事業により R7 年度までに耐震化率 100%
(耐震改修については R2 年度までに全て完了)

■建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

基本的な取組方針
○建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し取り組むことが不可欠
○福岡市は所有者等の取り組みをできる限り支援する
・所有者等の負担軽減のための制度の構築
・耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備 など

具体的施策
1 所有者の負担軽減 ○木造戸建住宅にかかる耐震改修の支援 ・木造戸建住宅耐震改修工事費補助事業 ・木造戸建住宅耐震建替費補助事業 ○共同住宅にかかる耐震改修の支援 ・共同住宅耐震診断費補助事業 ・共同住宅耐震改修工事費等補助事業 ○特定建築物にかかる耐震改修の支援 ・要緊急安全確認大規模建築物耐震改修補助事業(※) ・特定建築物(病院)耐震診断費補助事業 ○危険なブロック塀等の除却にかかる支援 ・ブロック塀等除却補助事業

※要緊急安全確認大規模建築物
不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物
耐震診断が義務化され、耐震改修の促進を図ることが必要となる

福岡市耐震改修促進計画（概要）

2 安心して耐震改修を行うための環境整備

- 相談体制の整備 市の専門対応部署（建築物安全推進課）の設置
- 出前講座の実施 出前講座による周知・啓発と相談受付
- 市民向け耐震セミナーの開催 市民向け周知・啓発のためのセミナー開催
- 福岡市耐震推進協議会の設置 耐震改修工事等の受け皿の設置支援

3 建築物の総合的な安全対策

- 建築物の総合的な安全対策
福岡県と連携し、大規模空間の天井落下防止対策や窓ガラスの飛散対策などが必要な建築物等を把握し、所有者等に必要な措置を指導
- ブロック塀の安全対策
調査・点検・啓発用リーフレット等の作成・配布

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. 揺れやすさマップの活用による普及啓発
2. 相談体制の整備、情報提供の充実
3. 出前講座、講習会の開催等
4. 関係団体との協力、連携
5. リフォームに合わせた耐震改修の誘導
6. 耐震改修工事に対する融資制度等に関する情報提供
7. 自治協議会との連携

警固断層に着目した建築物の耐震対策（条例）

- 大地震時における設計地震力を上乗せする区域の設定
- 対象建築物及び設計地震力の上乗せ基準の設定 : 地域係数を1.25倍
- 建築計画概要書への記載の義務付け

耐震化促進に向けた今後の取り組み

- 指定した道路沿道の通行障害建築物の耐震化の促進について
- 「熊本地震における建築物被害の原因分析を踏まえた主な取り組み方針」を踏まえた、さらなる耐震化の促進を検討

1. 趣旨

警固断層帯南東部に着目し、長期的な視点に立って耐震性能を強化した建築物の建築を誘導するため、警固断層帯南東部に近い一定の区域において、これから新しく建築される中高層の建築物についての耐震性能を強化し、建築物の安全性を高めることを目的とする

2. 背景

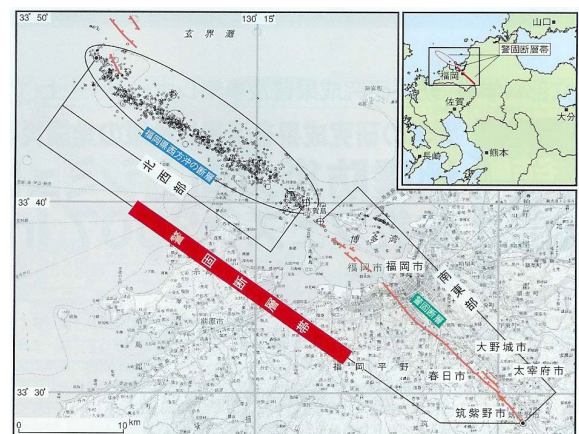
平成19年3月地震調査研究推進本部地震調査委員会(事務局:文部科学省)が警固断層帯に関する長期評価を発表した。

それによると、警固断層帯南東部で地震が今後30年以内に発生する確率は、0.3～6%で、我が国の主な活断層の中では高いグループに属するとされている。

また、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震の影響により、警固断層帯南東部の活動を促進する可能性もあるといわれている。

警固断層帯南東部の特性

- ・断層長さ 約27km
- ・断層のタイプ 左横ずれ断層
- ・過去の活動時期 約4,300～3,400年前
約8,900～7,400年前
- ・平均活動間隔 約3,100～5,500年
- ・地震の規模 マグニチュード7.2
- ・地震発生確率(今後30年以内)0.3～6%



3. 条例の概要

現行の建築基準法は、極めて希に発生する大地震(震度6強以上の揺れ)に対して人命保護の観点から、「建築物が倒壊・崩壊しない」耐震性能を求めており、昭和56年以降の新耐震基準による建築物は、震度6強以上の揺れの大地震に対して、最低限の耐震性能は有している。

しかしながら、警固断層帯南東部に起因した地震が発生した場合、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)など過去の地震の被害状況からみて、極めて低い確率ではあるが、新耐震基準の建築物の倒壊等の可能性を否定できない。また、警固断層帯南東部は福岡市の都市機能が集積している都心部を縦断している。

このため、①倒壊等による人的被害の可能性を極小化する。②本市の都心機能の保全を図る。以上2つの観点から、長期的な視点にたつて、一定の区域において、条例制定後、新築、改築される一定規模以上の建築物について、耐震性能を強化(上乘せ)することにより、建築物の安全性を高め、かつ、都心機能の保全を図っていくこととしたもの。

警固断層に着目した建築物の耐震対策(条例)

4. 条例の内容

(1)大地震時における設計地震力を上乗せする区域の設定(第6条の2第1項)

別表1(別図1参照)

(根拠)

- ①揺れやすさマップ(別図2)で計測震度6.4(震度6強で一番強い震度)が大半(75%以上)を占める区域
- ②警固断層帯南東部直上の区域
- ③土地が高度利用されている区域(容積率600%以上)

(2)対象建築物及び設計地震力の上乗せ基準の設定(第6条の2第1項)

高さが20メートルを超える建築物で、次に定める構造計算を行う場合は、現在の地域係数(Z)を、その数値に1.25を乗じたもの($Z=1.0$)とするよう努めなければならない。

①施行令第81条第1項の規定により適用される構造計算

・時刻歴応答解析(高さが60メートルを超える建築物)

②施行令第81条第2項第1号イ、ロ又は同項第2号ロに規定される構造計算

・必要保有水平耐力計算、限界耐力計算、エネルギー法

(参考)地域係数(Z)

福岡=0.8

大地震が起こる可能性が高い地域(関東、東南海地域等)=1.0

(3)建築計画概要書への記載の義務づけ(第6条の2第2項)

建築計画概要書に対象建築物であるかどうかを記載し、1.25を乗じた場合その旨記載させる。

(4)新築・改築する場合のみに適用(第6条の2第3項)

建築物を新たに新築・改築する場合に適用するもので、既存建築物の増築、大規模の修繕、用途変更などには適用しない。

【条例第6条の2抜粋】

(中高層の建築物の構造耐力)

第6条の2 別表第1に掲げる区域においては、高さが20メートルを超える建築物について次に掲げる構造計算を行う場合は、施行令第88条第1項に規定する国土交通大臣が定める数値に替えて、当該数値に1.25を乗じて得た数値を用いるよう努めなければならない。

(1)施行令第81条第1項に規定する基準に係る構造計算

(2)施行令第81条第2項第1号イ若しくはロ又は同項第2号ロに規定する構造計算

2 前項に規定する場合においては、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別記第3号様式による建築計画概要書に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)前項の規定による構造計算を行うよう努めるべき建築物であること。

(2)前項の規定による構造計算を行った場合は、その旨

3 法第3条第2項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物の部分(第37条において「建築物等」という。)について増築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更をする場合は、前2項の規定は、適用しない。

警固断層に着目した建築物の耐震対策(条例)

別表1

区 名	区 域
東 区	西戸崎一丁目、西戸崎二丁目、西戸崎三丁目、西戸崎四丁目、西戸崎五丁目、西戸崎六丁目
博多区	冷泉町、神屋町、築港本町、対馬小路、古門戸町、須崎町、中洲中島町、中洲一丁目、中洲二丁目、中洲三丁目、中洲四丁目、中洲五丁目、博多駅中央街、博多駅前二丁目、博多駅前三丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、寿町一丁目、寿町二丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、南本町一丁目、南本町二丁目
中央区	西中洲、春吉一丁目、春吉二丁目、春吉三丁目、渡辺通一丁目、渡辺通二丁目、渡辺通三丁目、渡辺通四丁目、渡辺通五丁目、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神五丁目、大名一丁目、大名二丁目、今泉一丁目、今泉二丁目、警固一丁目、薬院一丁目、薬院三丁目、清川一丁目、清川二丁目、清川三丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、白金一丁目、白金二丁目、大宮一丁目、大宮二丁目、那の川二丁目(1番から4番までを除く。)、平尾一丁目、平尾二丁目、那の津一丁目、那の津二丁目、那の津三丁目、那の津四丁目、那の津五丁目、荒津一丁目、荒津二丁目、長浜一丁目、長浜二丁目、長浜三丁目、港一丁目、港三丁目、舞鶴一丁目、舞鶴二丁目、舞鶴三丁目、赤坂一丁目
南 区	那の川二丁目(1番から4番まで)、大橋一丁目、大橋二丁目、大橋三丁目、井尻一丁目、横手一丁目、横手二丁目、横手南町、高宮一丁目、高宮二丁目、高宮三丁目、高宮五丁目、向野一丁目、向野二丁目、野間一丁目

5. 施行期日

平成20年10月1日

住宅の耐震化の現状（令和5年）

令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）より

福岡市の耐化率

(戸)

区分	昭和56年以降の住宅 [A]	昭和55年以前の住宅 [B]		住宅数 [E=A+B]	耐震性あり住宅数 [F=A+C]	耐震化率 [G=F/E×100]
			耐震性あり [C]			
木造戸建て住宅	108,731	41,269	17,182	150,000	125,913	83.9%
共同住宅等	622,635	83,765	71,695	706,400	694,330	98.3%
合計	731,366	125,034	88,877	856,400	820,243	95.8%

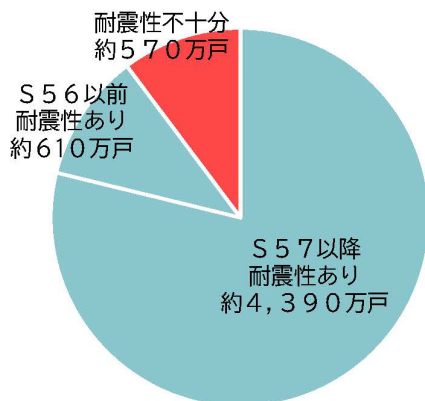
福岡県の耐震化率

(戸)

区分	昭和56年以降の住宅 [A]	昭和55年以前の住宅 [B]		住宅数 [E=A+B]	耐震性あり住宅数 [F=A+C]	耐震化率 [G=F/E×100]
			耐震性あり [C]			
木造戸建て住宅	611,662	278,038	117,574	889,700	729,236	82.0%
共同住宅等	1,267,662	194,438	164,359	1,462,100	1,432,021	97.9%
合計	1,879,324	472,476	281,933	2,351,800	2,161,257	91.9%

全国の耐震化率

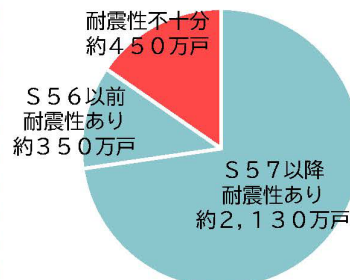
現状値：令和5年



耐震化率 約90%

総戸数 約5,570万戸
耐震性あり 約5,000万戸

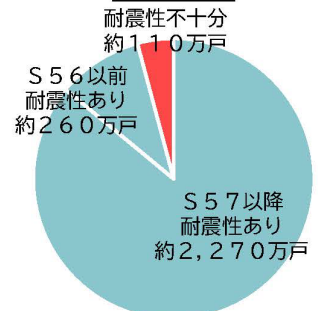
戸建て住宅



耐震化率 約85%

総戸数 約2,930万戸
耐震性あり 約2,480万戸

共同住宅



耐震化率 約96%

総戸数 約2,640万戸
耐震性あり 約2,530万戸

地震に関する防災アセスメント調査報告書 概要版（令和7年9月）より

1. 地震に関する防災アセスメント調査概要

✓ 前回調査（平成23年度）から約10年間の社会情勢の変化や、地震に関する調査研究の蓄積等を踏まえ、本県の地震防災対策の基礎資料とするため、地震に関する最大の被害を想定した調査を実施

【調査対象】

① 小倉東断層

② 福智山断層帯

③ 西山断層帯

④ 宇美断層

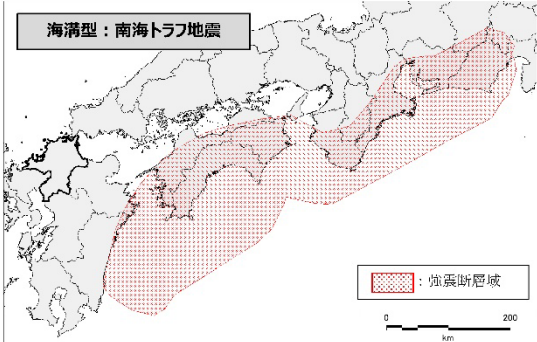
⑤ 警固断層帯

⑥ 日向峠－小笠木峠断層帯

⑦ 水縄断層帯

⑧ 南海トラフ地震

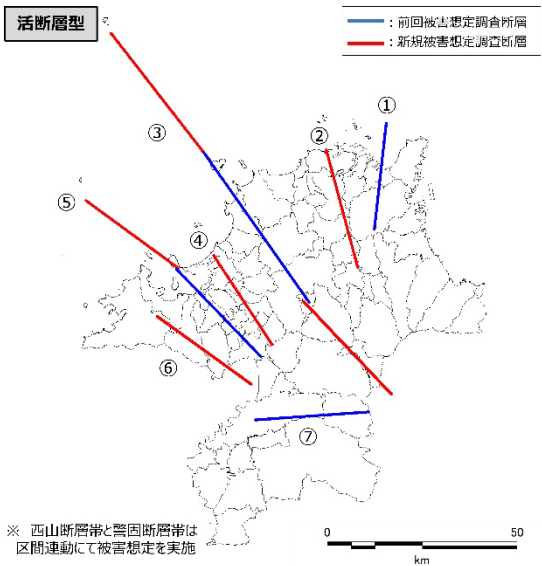
海溝型：南海トラフ地震



： 弾震断層域

0 200 km

活断層型



—： 前回被害想定調査所屬
—： 新規被害想定調査断層

※ 西山断層帯と警固断層帯は区間運動にて被害想定を実施

0 50 km

1

2. 前回調査との違い

✓ 震度分布や建物被害、人的被害における前回調査（平成23年度）との主な違いは以下のとおり。

項目等	今回調査	前回調査
時節・風速	- 冬5時、夏12時、冬18時 - 風速平均、強風	基本的に冬18時だが、項目によって異なる
震度分布	- 過去の災害を踏まえ、近年国等で使用されている地震波形の計算手法を使用 - 県内の最新のボーリングデータを反映	平成9年調査から使用していた地震波形の計算手法を使用
建物被害	- 地震動や液状化、地震火災等による被害を合計し、算出 - 過去の被害状況を踏まえて算出された最新の被害率を使用	地震動と液状化のどちらか被害が大きいのほうに、地震火災等による被害を合計し、算出
死者数 負傷者数	- 建物の半壊や、ブロック塀・自動販売機等の転倒等による死傷者数を追加 - 災害関連死者数を算出	全壊棟数に建物内滞留率及び死傷者率を乗じ、算出
避難者数	- 建物の半壊及びライフライン被害（断水・停電）による避難者数を追加 - 避難所外（在宅・車中泊）避難者数を含む	- 建物の全壊・焼失棟数による避難者数を算出 - 避難所への避難者数
その他 （西山・警固）	断層帯の全区間運動を算出	断層帯の1区間を算出

2

福岡県 地震に関する防災アセスメント調査（概要）

2. 前回調査との違い

✓ ライフライン被害や交通被害における前回調査（平成23年度）との主な違いは以下のとおり。

項目等	今回調査	前回調査
電力	・ 火災や変電所の機能停止を考慮した停電軒数を追加	・ 電柱被害本数を算出
上水道 下水道	・ 管路被害件数と復旧予測に応じた影響人口（断水・機能支障）を算出	・ 地中埋設管の被害箇所数を算出
通信	・ 固定電話の不通回線数を算出 ・ 携帯電話の停波基地局率と不通ランクを算出	・ 固定電話の電話柱被害本数を算出
ガス	・ 供給停止戸数を算出 ・ LPガスのガスボンベ被害件数を算出	・ 地中埋設管の被害箇所数を算出
道路	・ 市町村道を追加 ・ 過去の災害を踏まえ、被害率を更新	・ 国道、県道、高速道路の被害箇所数を算出
鉄道	・ 過去の災害を踏まえ、被害率を更新	・ 県内の鉄道の被害箇所数を算出
港湾 漁港	・ 揺れと被害率を基に、被害箇所数を算出	・ 建築年数と震度予測からランク分けし、被害延長を算出
空港	・ 震度や液状化分布を基に、機能支障に関する様相を記載	・ なし

3

本市において想定される地震の規模、被害の状況（※市内が最大震度7である4断層）

西山断層帯

発生確率：不明

	今回調査	前回調査	今回－前回
最大震度	7	6強	
全壊・全焼棟数(棟)	6,900	800	6,100
半壊(棟)	19,000	1,500	
死者(人)	300	100	200
避難者(人)	120,000	4,300	115,700

宇美断層

発生確率：ほぼ0%

	今回調査	前回調査	今回－前回
最大震度	7	6強	
全壊・全焼棟数(棟)	15,000		
半壊(棟)	26,000		
死者(人)	900		
避難者(人)	232,000		

警固断層帯

発生確率：0.3～6%

	今回調査	前回調査	今回－前回
最大震度	7	6強	
全壊・全焼棟数(棟)	14,000	4,500	9,500
半壊(棟)	27,000	3,500	23,500
死者(人)	900	500	400
避難者(人)	201,000	25,000	176,000

日向峠－小笠木峠断層帯

発生確率：不明

	今回調査	前回調査	今回－前回
最大震度	7		
全壊・全焼棟数(棟)	8,600		
半壊(棟)	19,000		
死者(人)	600		
避難者(人)	131,000		